

埼玉県報

第 174 号 令和 3 年(2021 年) 1 月 15 日 金曜日

目次

告示

- スタジオカメラほかシステム機器に関する落札者等の公示(入札課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除(水環境課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(水環境課)
- 鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧(みどり自然課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 宅地建物取引士の聴聞(建築安全課)
- マ地建物取引業者の聴聞(建築安全課)
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定(出納総務課)
- 埼玉県立学校54校タブレット端末等賃貸借に関する落札者等の公示(高校教育指導課)
- 埼玉県立学校 97 校校内通信環境機器等賃貸借に関する落札者等の公示(高校教育指導課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)

埼玉県告示第五十四号

令和三年一月十五日定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量 スタジオカメラほかシステム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日令和2年12月18日
- 4 落札者の氏名及び住所 ソニービジネスソリューション株式会社 東京都港区港南1丁目7番1号
- 5 落札金額 59,950,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日令和2年10月30日

埼玉県告示第五十五号

法律 者等が指示を受けてい によることとされた改正前の土壌汚染対策法第七条第一項の規定 二十九年埼玉県告示第千百十八号により指定した土壌汚染対策法 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の (平成二十九年法律第三十三号) る 区域の指定を次のとおり全部解除する。 附則第二条第一項の規定に より 規定により、 に \mathcal{O} _ ょ なお従前 部を改正 り土地の所 の例 する 平成 有

令和三年一月十五日

埼玉県知 事 大 野 元 裕

要措置区域 そして の指定を解除する区域

別 図 \mathcal{O} とお り (埼玉 県坂戸市け いやき台九 百九 十二番三

 \mathcal{O}

土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十 条第一

ふっ 素及びその 適合してい 化合物 なか た特定有害物質の種類

0

 \mathcal{O}

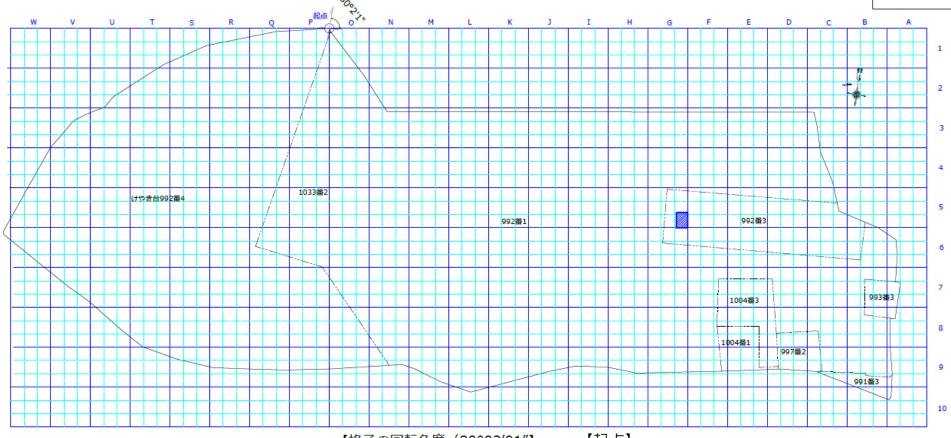
基準に

られた指示措置等

三

基準不適合土壌の掘削による除去





--【凡例】-

30m格子 単位区画

----- 筆境界 ----- 敷地境界

要措置区域の指定を解除する区画

-【格子の回転角度(80°02′01″】—

格子回転角は、起点をとおり、 東西方向及び南北方向に引いた線 並びにこれらと平行して10m間隔 で引いた線により構成されている 格子を、支点を中心として、右回 りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は埼玉県坂戸市けやき台 992番4の最北端とする。

埼玉県告示第五十六号

除する。 成二十九年埼玉県告示第千百十七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、 平

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

| 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域

別図のとおり(埼玉県坂戸市けやき台九百九十二番一の 一部)

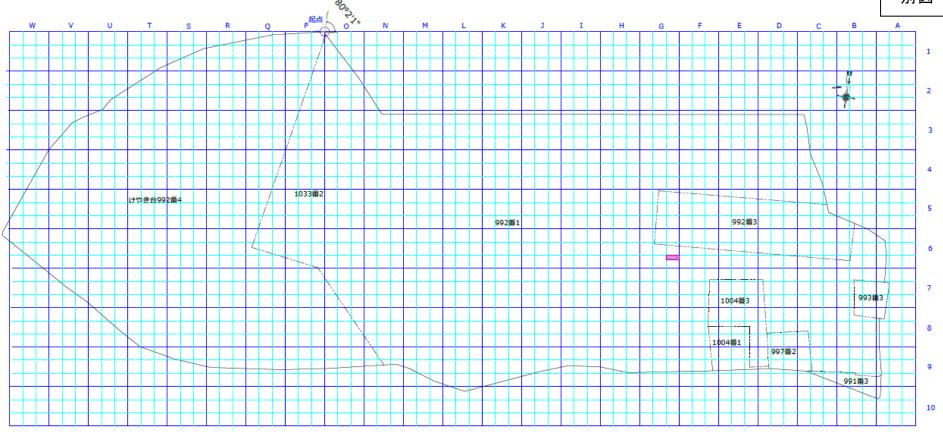
 \mathcal{O} 基準に適合 土壤汚染対策法施行規則 していな かった特定有害物質の種類 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第二項

鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去





【凡例】—

----- 30m格子

----- **筆**境界 ----- 敷地境界

形質変更時要届出区域の指定を解除する区画

┌【格子の回転角度(80°02′01″】ー

格子回転角は、起点をとおり、 東西方向及び南北方向に引いた線 並びにこれらと平行して10m間隔 で引いた線により構成されている 格子を、支点を中心として、右回 りに回転させた角度を示す。 -【起点】-

起点は埼玉県坂戸市けやき台992番4の最北端とする。

埼玉県告示第五十七号

1 法第二十条第二項の規定により、 で、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同鴻巣市から鴻巣都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたの て縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課にお

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県告示第五十八号

たので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す富士見市から富士見都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受け において縦覧に供する。 る同法第二十条第二項の規定により、 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県告示第五十九号

出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等 いて、 同条第三項に を次 (平成十年法律第 \mathcal{O} لح お お り 縦覧 11 て準 九 に 供する。 用する同 +号)第六条第一 法第 五条第三項 項 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ n

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ東鷲宮

埼玉県久喜市桜田二丁目六番地一外

ロ変更の概要

大規模小売店舗 を設置す える者 \mathcal{O} 氏名又は名称及び 住所並びに法 人にあ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規 模小売店舗 にお 1 て 小 売業を行う者の氏名又は 名 称及 び 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計四者

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計四者

ハ 変更年月日

令和二年六月一日外

二 届出年月日

令和二年十一月二十日

二 縦覧期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センタ

四 意見書の提出

対し、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

意見書提出先

口

埼玉県告示第六十号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等 · つ いて、 同条第三項に を次 (平成十年法律第 \mathcal{O} と お お り 縦覧 1 て準 九 12 供す 用する同 +る。 号) 法第 第六条第一 五条第三項 項 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ ŋ

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク八潮鶴ヶ曽根店

埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根字沖通八百九十四番一外

ロ変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) ベルク八潮鶴ヶ曽根店

埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根字沖通八百九十四番一

外

(変更後) ベルク八潮鶴ヶ曽根店

埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根字沖通八百九十四番一外

大規模小売店舗に お 1 て 小 売業を行う者の 氏 ス名又は. 名称及び住所並び 人

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

二 届出年月日

令和二年十一月二十日

二 縦覧期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規 模 売店舗立地法第八 条第二項の規定により、 当該大規模小売店舗 \mathcal{O} 周 辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

意見書提出先

口

埼玉県告示第六十一号

公告 出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次 いて、 同条第三項に (平成十年法律第九 \mathcal{O} とお り縦覧 お いて準 12 はまる。 用する同法第五条第三項 十一号)第六条第一 項 の規定に \mathcal{O} 規定により による届

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク三郷戸ヶ崎店

埼玉県三郷市戸ヶ崎二丁目五百八十一番外

ロ変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) ベルク三郷戸ヶ崎店

埼玉県三郷市戸ヶ崎二丁目五百八十一番外

(変更後) ベルク三郷戸ヶ崎店

埼玉県三郷市戸ヶ崎二丁目五百八十一番外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 及び 住所並 び に法 人にあっ ては

代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規模小売店舗におい て小 売業を行う者 の氏 2名又は 名 称及 てド 並 び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

二 届出年月日

令和二年十一月二十日

一縦覧期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

の地域の生活環境の保持の 大規模小売店舗立 地 法第 ため配慮すべき事項に 八 条第二項の 規定に り、 い 当該大規模小売店舗 て意見を有する者は、 \mathcal{O} 県に 周 辺

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

口 意見書提出先

埼玉県告示第六十二号

出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等につ 及び当該届出等を次 いて、 同条第三項に (平成十年法律第 \mathcal{O} لح お お り 縦覧 11 て準 九 に 供する。 用する同 +号) 法第 第六条第一 五条第三項 項 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ ŋ

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク越谷花田店

埼玉県越谷市花田一丁目十七—二外

ロ変更の概要

大規模小売店 舗 を設置す Ź 者 \mathcal{O} 氏名又は名称及び 住所並 立びに法・ 人に . あ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規 模小売店舗 にお 1 て 小 売業を行う者の氏名又は 名称及 び 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後)

株式会社

ベ

ル

ク

代

表取締

役

原島

誠

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

二 届出年月日

令和二年十一月二十日

二 縦覧期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

対し、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

意見書提出先

口

埼玉県告示第六十三号

出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等 0 いて、 同条第三項に を次 (平成十年法律第 \mathcal{O} لح お お り 縦覧 11 て準 九 に 供する。 用する同 +号) 法第 第六条第一 五条第三項 項 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ ŋ

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク加須久下店

埼玉県加須市久下四丁目十一番地一外

ロ変更の概要

大規 《模小売店 舗 を設置す Ź 者 \mathcal{O} 氏 名又は名称及び 住所並 立びに法・ 人に . あ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規 模小売店舗 にお 1 て 小 売業を行う者の氏名又は 名称及 び 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

奇之具鳥、易う即介。 ブロコースを

(変更後)

株式会社

ベ

ル

ク

代

表取締

役

原島

誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日

二 届出年月日

令和二年十一月二十日

二 縦覧期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

対し、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

意見書提出先

口

埼玉県告示第六十四号

出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等 · つ いて、 同条第三項に を次 (平成十年法律第 \mathcal{O} لح お お り 縦覧 11 て準 九 に 供する。 用する同 +号)第六条第一 法第 五条第三項 項 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ ŋ

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク春日部緑町店

埼玉県春日部市緑町三丁目七百五十三——:

ロ変更の概要

大規模小売店 舗 を設置す る者 \mathcal{O} 氏名又は名称及び 住所並びに法 人にあ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

大規 模小売店舗 にお 1 て 小 売業を行う者の氏名又は 名称及 び 住所並び

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番 外 計二者

ハ 変更年月日

令和二年五月二十八日外

二 届出年月日

令和二年十一月二十日

二 縦覧期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

対し、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

意見書提出先

口

埼玉県告示第六十五号

出 \mathcal{O} 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等 · つ いて、 同条第三項に を次 (平成十年法律第 \mathcal{O} لح お お り 縦覧 11 て準 九 に 供する。 用する同 +号) 法第 第六条第一 五条第三項 項 \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} 規定に . よる届 ょ ŋ

令和三年一月十五日

埼 玉 知 事 大 野 元 裕

届 出 \mathcal{O} 概要等

イ 大規 模小売店舗 \mathcal{O} 名称及び 所在 地

ベル ク 行 田 城西 店

埼玉 一県行 田市 城 西 兀 丁 目 兀

口 変更の概要

大規模小売店 舗 を設置する者 0 氏名又は名称及び 住所並 立びに法・ 人に . あ 0 て は

表者の氏名

(変更前) 株式会社 ベ ル ク 代 表 取 締 役 大島孝之

埼 玉 県鶴 ケ 島 市 脚 折千六百四十六番

(変更後) 株式会社 ベ ル ク 代表取締役 原島 誠

埼玉 県鶴 ケ 島 市 脚 折 千六百 四十六番

大規 模小売店舗 にお 1 て 小 売業を行う者の氏名又は 名称及び 住所並び

に あ ó ては代表者 の氏名

(変更前) 株式会社 ベ ル ク 代 表 取 締 役 大島孝之

埼玉 県鶴 ケ 島 市 脚 折千六百 四十六番

(変更後)

株式会社

ベ

ル

ク

代

表取締

役

原島

誠

埼玉県鶴 ケ 島 市 脚 折 千六百 兀 1十六番

ハ 変更年月 \exists

令和二年五月二十 八 \exists

= 届出 年月 \exists

令和二. 年十 月二十

\equiv 縦覧期間

令和三年 月 十五 日 から令 和三年五月十五 日まで

三 縦覧場所

埼玉 県産 業労働 部 商 業 サ ピ ス 産業支援課

埼玉 利 根 地 域振 興 セ ン タ

兀 意見 書 \bar{o} 提 出

対し、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年一月十五日から令和三年五月十五日まで

意見書提出先

口

埼玉県告示第六十六号

条第三項の規定により公示する。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四 日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、 令和二年埼玉県告示第六百七十八号で公示した公共測量は、令和二年十一月三十

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県告示第六十七号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号) 次の雨水流出抑制施設は、 第五条第一 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成 項の規則で定める技術的基準に適合すると

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

許可番号

第二〇一八—三十三— 一号

雨水流出抑制施設 の敷地である土地の区域

埼玉県草加市柿木町字宝千三百三十八番一 \mathcal{O} 部ほか百五十三筆

雨水流出抑制施設の容量埼玉県草加市千疋字九舛田二百八十番二ほか四筆

 \equiv

一万八千五百四十四立方メ 1 ル

埼玉県告示第六十八号

分について、同法六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十八条の規定による処

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 聴聞の日時及び被聴聞者

日令午和	聴
後三	聞
一 年 時 一	Ø
時三十分	日
= =	時
杉原涼介	被聴聞者の氏名
八番地一	被聴聞者の住所

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館一〇三会議室

埼玉県告示第六十九号

聴聞を次のとおり公開で行う。 分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定により、 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十六条の規定による処

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 聴聞の日時及び被聴聞者

号	(大名) (大名) (大正明	号又は名称	三時三十分 三時三十分
f 聴	人にあっては代表者被聴聞者の氏名(法	て 聴 聞 活 者	聞 の 日 時

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館一○三会議室

埼玉県告示第七十号

り、 より告示する。 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)第六条第一項の規定によ 埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、 同条第三項の規定に

令和三年一月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県熊谷市円光一丁目十二番十三号 柿沼 武

二 指定年月日

令和三年一月八日

埼玉県告示第七十一号

令和三年一月十五日定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量 埼玉県立学校54校タブレット端末等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年11月17日
- 4 落札者の氏名及び住所日本教育情報機器株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額 191,070,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和2年10月2日

埼玉県告示第七十二号

令和三年一月十五日定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量埼玉県立学校97校校内通信環境機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦 和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日令和2年11月17日
- 4 落札者の氏名及び住所日本教育情報機器株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額 43,942,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日令和2年10月2日

埼玉県教委告示第四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和三年一月十五日

埼玉県教育委員会教育長 髙 田 直 芳

日時

令和三年一月二十一日 午前十時

 \equiv

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三

当面する教育関係諸問題について